



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2020年
No.1
事例2

疑義照会

疾患・病態禁忌



事例

【事例の内容】

咳がひどいため内科を受診した患者に、フスコデ配合シロップが処方された。薬局では、患者が緑内障であるとの情報を得ていたが、詳細が不明なため、かかりつけの眼科医に問い合わせ確認したところ、閉塞隅角緑内障であることがわかった。内科の処方医に患者情報を伝えた結果、フスコデ配合シロップが削除となった。

【背景・要因】

内科の処方医は、患者が閉塞隅角緑内障であることを把握できていなかったと思われる。

【薬局が考えた改善策】

風邪薬や抗ヒスタミン薬などの抗コリン作用を有する薬剤は、臨時薬として処方されることが多い。緑内障の患者にそれらの薬剤が処方された時は、風邪薬などの服用について眼科医から指示を受けているか患者に確認する。情報が無い場合は、直接、眼科医に問い合わせる。



その他の 情報

フスコデ配合シロップの添付文書（一部抜粋）

■禁忌（次の患者には投与しないこと）

（4）閉塞隅角緑内障の患者〔抗コリン作用により眼圧が上昇し、症状を悪化させることがある。〕



事例の ポイント

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、令和元年6月18日付けで「抗コリン作用を有する薬剤における禁忌『緑内障』等に係る添付文書の『使用上の注意』改訂について」を通知した。それを受け、対象となる医療用医薬品の添付文書において、禁忌の「緑内障」が「閉塞隅角緑内障」に改訂された。
<https://www.pmda.go.jp/files/000229974.pdf>
- 緑内障の患者に抗コリン作用を有する薬剤が処方された際は、患者がどの病型の緑内障であるのかを把握したうえで、処方監査を行うことが重要である。
- 患者は、自身が緑内障であると理解していても、病型まで把握していない場合があるため、眼科医に確認して情報を入手することも必要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通）FAX：03-5217-0253（直通）
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。